

シンポジウム 終わりにきアスベスト災害

-震災大国日本におけるストックアスベスト対策の確立に向けて-

日時：2011 年 1 月 16 日（日）15:00～17:30

会場：神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4 階 銀河

主催：立命館アスベスト研究プロジェクト 後援：岩波書店、神戸新聞社

< 資 料 集 >

■プログラム

- 趣旨説明：石原一彦(立命館大学政策科学部教授)(建築学) **資料 1** p1
- 基調講演：「終わりにきアスベスト災害」 **資料 2** p2
宮本憲一(立命館大学政策科学部客員教授、大阪市立
大学・滋賀大学名誉教授)(環境経済学)
- パネラー：「建築物のアスベストと中皮腫のリスク」 **資料 3** p5
森永謙二(環境再生保全機構石綿健康被害救済部顧問
医師)(産業医学・疫学)
- ：「復興災害としてのアスベスト被害」 **資料 4** p7
塩崎賢明(神戸大学工学部教授)(建築学・都市計画)
- ：「正念場のアスベスト対策－尼崎・泉南・神戸の **資料 5** p8
問うもの－」
加藤正文(神戸新聞社論説委員兼編集委員)
- ：「地域防災計画等におけるアスベスト対策に関す **資料 6** p10
る自治体アンケート調査結果について」
平岡和久(立命館大学政策科学部教授)(公共政策論、
財政論)
- ：「WTC とアスベスト問題－政治経済学の視点から－」 **資料 7** p21
森裕之(立命館大学政策科学部教授)(公共政策論)

- 会場を交えたトークセッション

司会：石原一彦

シンポジウムの趣旨

石原一彦

昨年 2010 年 1 月 17 日に立命館大学国際シンポジウム『『潜むアスベスト被害の危険』～阪神・淡路大震災と 9・11 ニューヨーク WTC 崩壊の教訓～』を開催しました。このシンポジウムでは、阪神・淡路大震災とニューヨークのワールドトレードセンター（WTC）崩壊を対象とし、発生時におけるアスベスト粉塵の飛散と、その後の復旧過程におけるアスベスト暴露の問題をテーマにしました。シンポジウムでは、米・マウントサイナイ医科大学医師のステファン・レビン先生の特別講演や基調講演、パネルディスカッションを行い、阪神・淡路大震災や WTC 崩壊の教訓を今後に生かすために「震災時におけるアスベスト災害の防止に向けての提言」を取りまとめました。

2007 年 8 月、環境省は「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」を発表しています。しかし、立命館アスベスト研究プロジェクトが 2010 年 6～8 月に行った自治体アンケート調査では、地域防災計画にアスベスト対策を位置付けている自治体が非常に少ないことがわかりました。震災時のアスベスト対策は遅れています。

このような状況を訴えるため、立命館アスベスト研究プロジェクトは、今年のシンポジウムや自治体アンケート調査に基づき、岩波ブックレット No. 801『終わりになきアスベスト災害－地震大国日本への警告－』を刊行いたしました。

さらに、最近では、関東や関西で建設廃材を再利用した砂利にアスベストの混入が確認されるなど、アスベストの適切な廃棄に関わる新たな問題も発生しています。

このシンポジウムは、今年のシンポジウムやその後の状況を受け、震災時の対策や、建築物等に使われているアスベストの管理や廃棄のあり方などを考え、地震大国日本におけるストックアスベスト対策の確立に向けて、今後何をなすべきかを考えることを目的としています。

終わりにきアスベスト災害

宮本憲一

1. アスベスト災害は終わっていない

これまでもアスベスト災害は多くの報道がされて、関心が深まっても、半年の間にそれが消えてしまう経験をしている。それは水俣病のように地域や汚染源が限定され、短期間に集中的に発生するのではなく、長期間に、全国的に分散して被害者が隠れているためである。まだアスベスト災害は水俣病と同様に疫学調査がされず、被害者が自ら申告しない限り認定されないで、全体像はまだわかっていないが、被害は確実に増えている。クボタ・ショック以後の政府の規制とアスベスト新法によって、被害の規模は一変した。アスベスト労働災害被害者は94年までにわずか203人、次の10年間(1995～2004年)654人(年平均65人)、クボタショック後2005年には10倍以上の721人、2006年30倍近い1784人。2005～2009年労災認定患者5582人、船員保険認定患者59人合計労災5641人、2006～9年新法認定患者6205人、両方で1万1846人、最近では年2000人以上の患者が認定されている。この背後には未認定患者が隠れているといつてよい。クボタの災害の場合2010年3月時点で被害者391人死者334人(うち従業員144人、住民死者190人)と1事業所のアスベスト公害としては最大規模の被害を出している。まだ政府とクボタなどの企業の法的責任は問われていない。責任アスベスト被害の実態調査とその救済、予防はこれから始まるといつてよい。

表 中皮腫・石綿肺がん補償・救済状況

	－1994	－2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
推定死亡者数	11,055	21,039	2,733	3,150	3,204	3,510	3,468	48,159
労災保険	203	653	715	1,784	1,002	1,062	1,019	6,438
船員保険		1	6	23	12	9	9	60
新法労災時効救済				842	95	112	95	1,144
新法死亡後救済				1,477	292	463	737	2,969
新法生存中救済				632	453	528	479	479
補償・救済合計	203	654	721	4,758	1,854	2,174	2,339	12,703

(資料)『安全センター情報』(2010年11月号)

2. 阪神・淡路大震災とアスベスト問題

地震によるアスベスト災害が明らかになったのは、アスベスト問題が取り上げられるようになって、阪神・淡路大震災が最初である。しかしクボタショック以前のためにまだ危機意識に乏しく初動が遅れ、対策も不十分であった。地震直後の予防(マスク着用)、解体や廃棄物の処理ではアスベスト災害をほとんど考慮せずにおこなわれたといつてよい。すでに早くも解体従事者に中皮腫の死者が出ている。これから被害が出てくるであろうが、当時の解体業者や住民さらにボランティアなどは登録されていないので、震災との関連があいまいになる恐れがある。今のところ神戸市の場合ガン健診は被害者本人の申告によっている。当時の危険な建物・地区の明示はされていない。震災時にアスベストを調査した中地重晴氏は吹き

付けアスベストのある建物が地震で 100 棟以上解体されていると推定している。それを明らかにし、被害可能性のある市民を登録して健康調査を継続するのが理想だが、それができないとしても該当する可能性のある地区の住民に危険の可能性を告知してもよいのではないか。

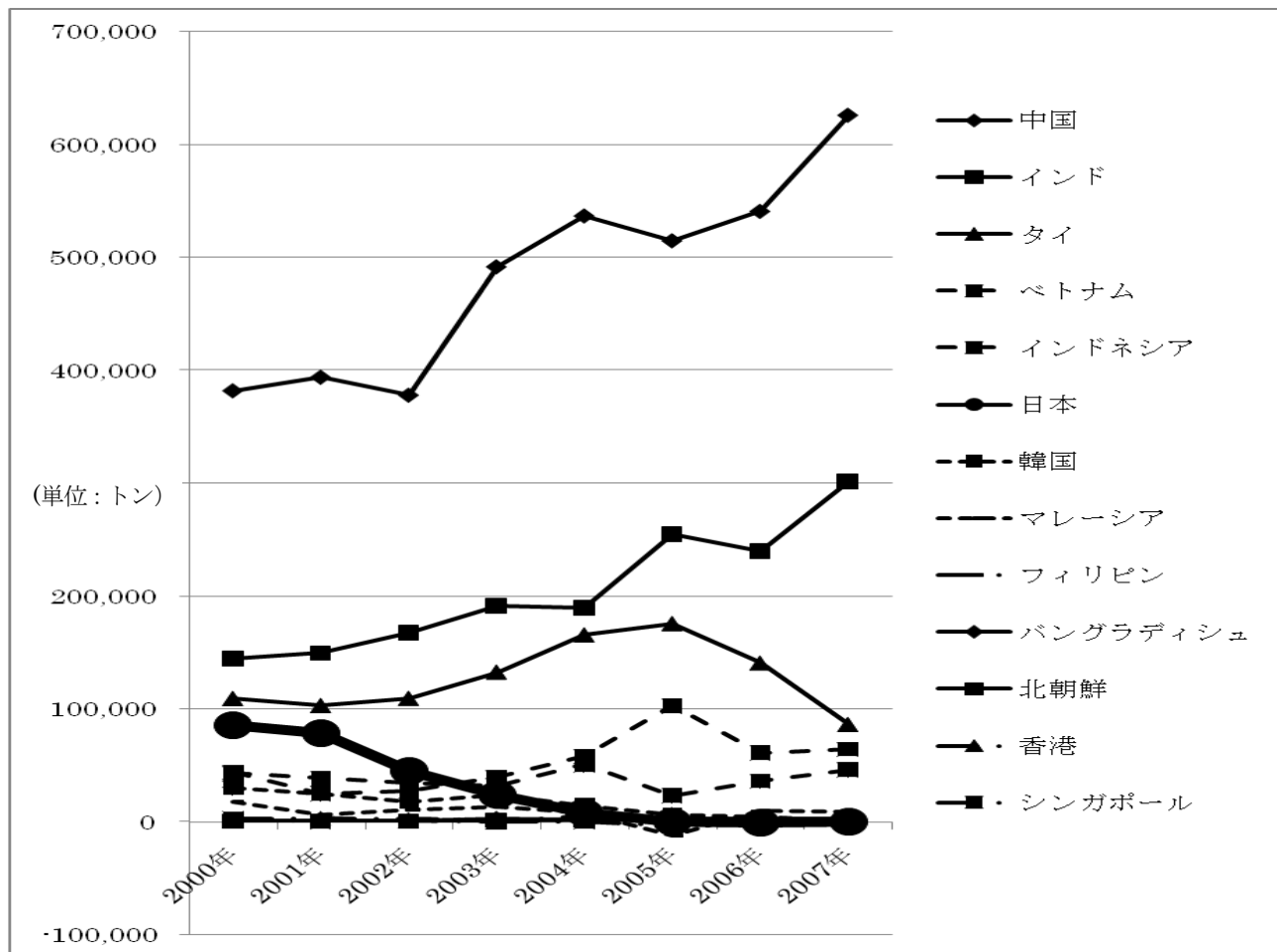
3. 災害時における対策

2007 年 8 月環境省は「災害時における石綿飛散防止に係わる取り扱いマニュアル」を発表した。ブックレットにあるように阪神淡路大震災の教訓から作ったとしているが、11 年後であるから、明らかにクボタショックの深刻さに防災の必要性を感じて作ったものだ。マニュアルの中心は震災後の飛散防止の応急措置にある。内容はブックレットに譲るが、予防措置の指示ができていない。何よりもアスベストがどこに使われているかの事前の調査と、その開示が必要である。少なくとも吹きつけアスベストが使用された建造物、上水道、道路などの社会資本の場所、それがわからない場合は 1996 年以前の建物、特に 1975 年以前の建物がわかっていれば、危険の判定は容易となるだろう。地震で倒壊が起こった時にすぐに通知をして、安全な対策を取らせることが可能であろう。できればこのマニュアルは災害危険予想図を中心に改訂して欲しいと思う。

そのほかにも問題があるが、このマニュアルをまだ読んでいない地方団体、読んでも準備を取っていない地方団体もあるので、少なくともこれを読んで、各自治体が災害アスベスト対策を創ってほしいと思う。

4. アジアへの警告

アジアは世界のアスベスト大量消費地域となっている。中国は日本の最高消費時代の 2 倍近く 63 万トン、インドは 30 万トン使っている。このアジアなどの途上国の中には日本と同じように地震大国がある。中国はアスベストの 80% が建材に使われている。韓国は地震の恐れはあまりないが、建物の 3 分の 1 はアスベストが使われている。セマウル運動によって農村の農家が改造される時にアスベスト建材、特に屋根材に大量につかわれた。インドネシアはスマトラ沖地震の復興時にアスベスト建材が大量に使われたと言われる。これら地震関係国は日本の経験に学んで、予防をはじめ地震アスベスト対策を進める必要がある。



国名	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	合計
中国	382,315	394,324	378,457	492,000	537,000	515,000	541,000	626,000	3,866,096
インド	145,030	150,161	168,292	192,000	190,000	255,000	240,000	302,000	1,642,483
タイ	109,600	103,320	109,684	133,000	166,000	176,000	141,000	86,500	1,025,104
ベトナム	44,150	24,905	27,885	39,400	58,300	103,000	61,200	64,400	947,940
インドネシア	42,877	38,562	34,618	32,300	51,000	23,300	36,300	46,200	305,157
日本	85,440	78,247	44,521	23,400	8,180	-31	-875	58	238,940
韓国	30,124	25,044	18,035	23,800	14,600	6,480	4,700	1,100	123,883
マレーシア	17,711	6,166	10,607	13,400	8,350	-11,800	10,300	9,390	64,124
フィリピン	2,631	3,023	2,738	2,450	3,580	1,490	2,570	2,180	20,662
バングラディシュ	1,445	1,266	1,467	2,800	2,000	2,610	2,610	2,740	16,938
北朝鮮	848	750	893	1,230	1,880	1,710	2,240	2,060	11,611
香港	1,135	3,400	970	2	5,310	(blank)	29	1	10,847
シンガポール	2,990	415	less than 0.5t	268	3	-3,180	1,400	40	1,936

出所: U.S. Geological Survey, *Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003*, 2006.

U.S. Geological Survey, *World Asbestos Consumption From 2003 through 2007*, 2009.

図 アジアのアスベスト消費量の推移

建築物のアスベストと中皮腫のリスク

森永謙二

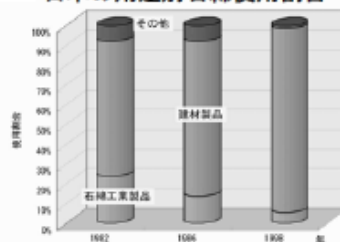
建築物のアスベストと中皮腫のリスク



2010年1月16日
シンポジウム「終わりにきアスベスト災害」

独立行政法人 環境再生保全機構
石棉健康被害調査部
顧問 森永 謙二

日本の用途別石綿使用割合

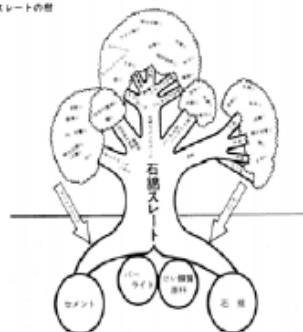


使用材料の種類	石綿含有量	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
吹付け石綿	含有・暴露防止用 (石綿: 約70%) 耐火構造用 (石綿: 約90%)									
石綿含有吹付け ロックウール	石綿: 30%以下 石綿: 5%以下									

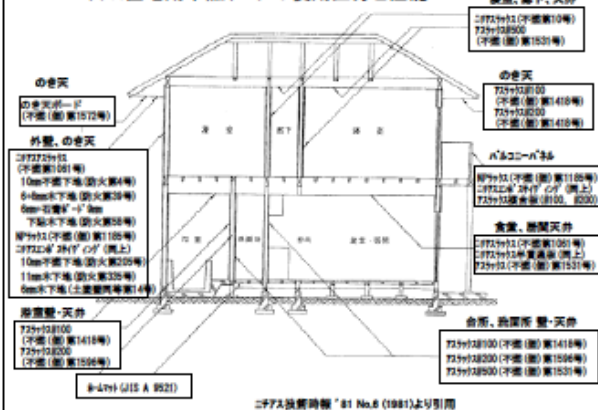
資料: 「建築物解体等に伴う石綿暴露防止策について」

石綿スレート屋根は現代の建築材料です

スレートの形



ニチアス住宅用不燃ボードの使用区分と性能



石綿含有建築材料一覧表

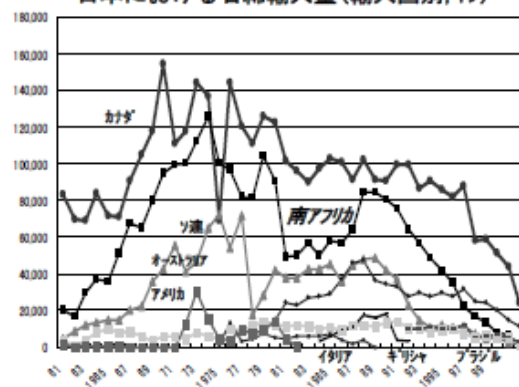
日本石綿協会編

1993年末までに製造を中止した 石綿含有建築材料			2004年10月に製造中止の 石綿含有建築材料	
石綿含有建築材料	製造中止年	石綿の種類	石綿含有建築材料	石綿の種類
吹付け石綿	昭和50年 (1975)	Chr Amo Cro	スレート波板	Chr
石綿含有吹付け ロックウール	昭和55年 (1980?)	Chr Amo Cro	スレートボード	Chr
石綿含有耐火被覆板	昭和55年 (1980)	Chr Amo	住宅屋根用 化粧スレート	Chr
石綿けい酸カルシウム板 第二種(厚物)	平成元年 (1989)	Chr Amo	パルプセメント板 スラッグ石膏板	Chr
石綿けい酸カルシウム板 第一種	平成5年 (1993)	Chr Amo	産業系サイディング	Chr
ビニル床タイル	昭和61年 (1986)	Chr	押出成形セメント板	Chr

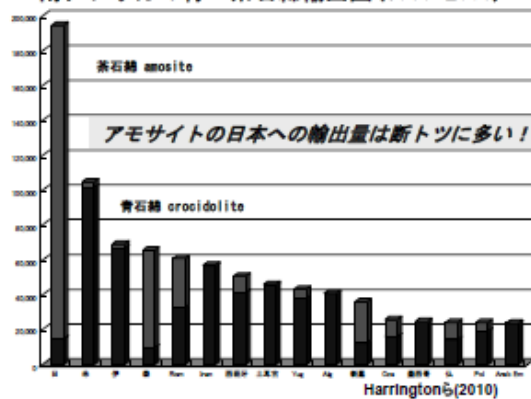
: Chr:クリンタイル, Amo:アモサイト, Cro:クロシライト

注) 石綿含有吹付けロックウールは石綿を
1重量%を越えて含むものをいう。

日本における石綿輸入量(輸入国別, ト)



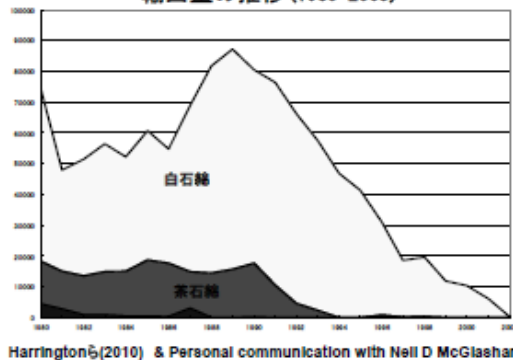
南アフリカの青・茶石綿輸出国(1980-2003)



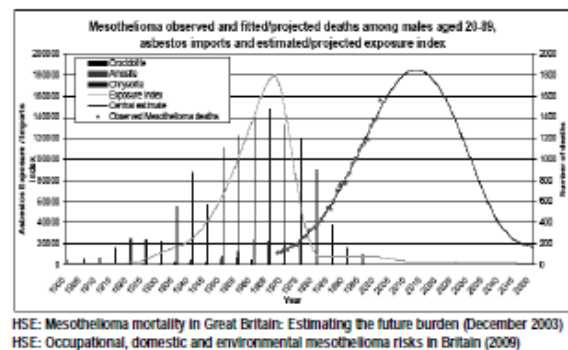
胸膜中皮腫 (疫学)

- 1) 潜伏期間は30～50年
20年以下は少ない
10年未満は“今まで”ない
- 2) 曝露量は少なくとも発症、曝露量－反応関係はある。閾値は不明(ない)
発症は曝露からの経過年数に比例
 $I \propto (t-t_0)^k$ $t-t_0$ は曝露開始時の t_0 歳からの経過年数
- 3) 発がん力は
青>茶>>白>アソファイライトの順

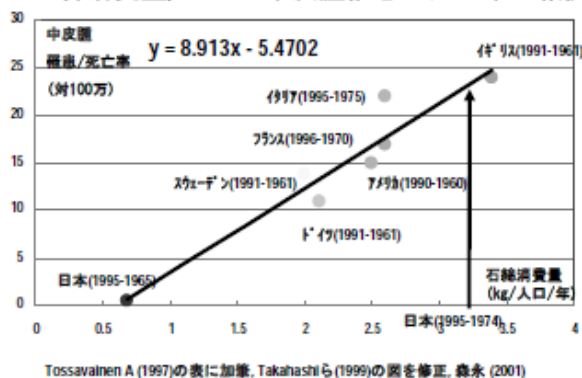
南アフリカから日本への青・茶・白石綿輸出量の推移(1980-2003)



英国の将来予測では2013年の1850人がピーク



石綿消費量/人口と中皮腫罹患・死亡率の相関



将来の震災によるアスベストの健康障害を予防するために

- ☆ アスベスト・マップの作成を! (どこに、どの石綿含有建材等が使われているか? 飛散する状態にあるか?)
- * アスベストがそこにあるからといって飛散していない、吸入することはない。→将来の健康障害のリスクはない。

復興災害としてのアスベスト被害

塩崎賢明

1. 阪神大震災におけるアスベスト被害

- 大量の震災廃棄物
- 2008 年中皮腫の認定（震災後 13 年）
- 20～40 年後の顕在化
- 当時の対応
- その後の対応

2. 「復興災害」の視点から

災害後の復興過程における故意または過失の不適切な対応によってもたらされる追加的な被害

- 減災戦略に位置づけるべき
- 阪神・淡路大震災の復興災害
 - 孤独死、応急仮設住宅や復興公営住宅で 800 人以上、住宅復興の戦略・戦術の失敗
 - 震災障害者、15 年を経てやっと公式調査
 - 借上げ公営住宅の立ち退き問題
 - 新長田再開地区の惨状
 - アスベスト問題

3. アスベスト被害への対策

- 発生源対策、使用禁止、制限
- 予防、
- 救済
- 復興への備え

正念場のアスベスト対策－尼崎・泉南・神戸の問うもの－ 加藤正文

1. 阪神大震災におけるアスベスト被害

アスベスト（石綿）問題は2011年、重要な節目を迎える。石綿禍が史上最悪の産業災害になることを示したのは、2005年6月末に兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場内外で発覚したすさまじい被害がきっかけだ。このクボタショックによって、労災の枠を超えて「公害」として考える必要性が浮かび上がった。工場内外で犠牲者はいまや330人を超えて、アジア最悪の事態となっている。

それから5年あまりたった今、大阪・泉南の元労働者らによる国家賠償請求訴訟が、国の不作為の構図を照射している。10年5月19日の大阪地裁判決は、国が石綿の有害性を知りながら、規制など適切な対策を怠り、健康被害を拡大させたと指摘した。石綿問題で国の責任を認めた判決は初めてのことだ。国はこれを不服として6月1日、大阪高裁に控訴した。内容に法的な論点が多く、今後の訴訟の広がり懸念される一などが理由とされる。控訴審では和解を模索する動きが出ている。被害者は高齢化している。国は争いに時間を割かず、全面救済の解決策を一刻も早く打ち出す必要がある。

3月には国の石綿被害救済法が施行から丸5年となる。クボタショックが突き動かしたこの泉南訴訟をきっかけに、石綿対策の枠組みを転換しなければならない。

そしてあす、神戸は阪神・淡路大震災から丸16年となる。建物の倒壊とともに、すさまじい量の粉じんが飛散した。被害はこれから本格化する。住民の健康状況の把握とともに、教訓を飛散防止対策に生かさなければならない。

① クボタショックの真実

○クボタ旧神崎工場 1957～75、毒性の強い青石綿を8万8千トン使用した。国内最多。飛散防止対策も不十分だった。

○2005年6月に表面化。周辺住民の被害が工場周辺に広がる。労災と考えられてきた石綿問題が「公害」であることが分かった。いまだに全容は分からない。

○クボタは因果関係を認めずに「救済金」。最近は態度が硬化している。次々と被害者が亡くなっている。慟哭。訴訟で責任を問う動きもある。

② 石綿産業の原点・泉南

○20世紀の初めから100年間にわたって石綿紡織産業が続いた。零細企業が集積。

- 国は石綿の危険性を知りながら適切な規制をしなかった。2006年5月に、国家賠償請求訴訟を提起
- 2010年5月に大阪地裁判決。国の責任を厳しく問うた。被害拡大を招いたのは国と企業側の「共同不法行為」
- 国は控訴。大阪高裁で控訴審。和解を模索する動き。春にかけてヤマ場。

③ 震災16年の神戸

- 住宅で10万棟、非住家で4万棟の倒壊。解体やがれき処理で大量の粉じんが舞った
- 行政の対応は遅れた。国が飛散防止対策を指示したのは発生から1カ月後。
- 2008年3月。解体作業に携わった30代の男性が中皮腫を発症し、労災認定されっていたことが分かった。県は「直接の因果関係を認めたわけではない」「当時の飛散は基準以下」と後ろ向きの発言。

④ 被害に始まり被害に終わる

○データにとらわれず、被害の掘り起こしが重要。これは尼崎、泉南、神戸に共通する。過去に肺の奥に刺さった棘が突然牙をむくのが石綿禍。「複合型ストック災害」。失われた時を一つ一つ取り戻す作業が要る。疫学調査。将来の犠牲者を少しでも減らす努力。

地域防災計画等におけるアスベスト対策に関する自治体アンケート調査結果について

平岡和久

1. 自治体アンケート調査の目的と概要

本アンケートは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、震災に対応したアスベスト対策を自治体がどのように計画し、準備しているかを調査したものである。

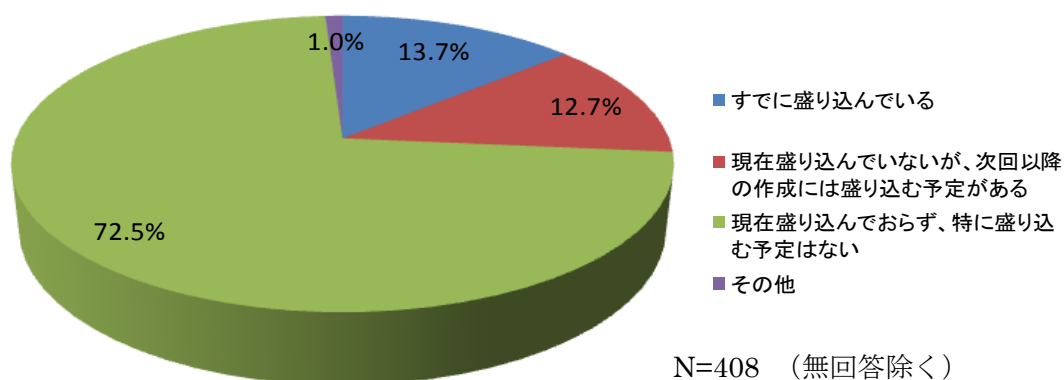
調査対象自治体は都道府県・全政令市・全県庁所在都市と、アスベスト飛散リスクの高い3大都市圏の自治体616自治体とした。回収率は約68%であった。

2. 地域防災計画におけるアスベスト対策の位置づけ

クボタショック後である2006年度以降に地域防災計画を策定した自治体は8割を超えており、環境省マニュアル作成後である2008年度～2009年度において地域防災計画を作成した自治体に限ってみると約6割となっている。

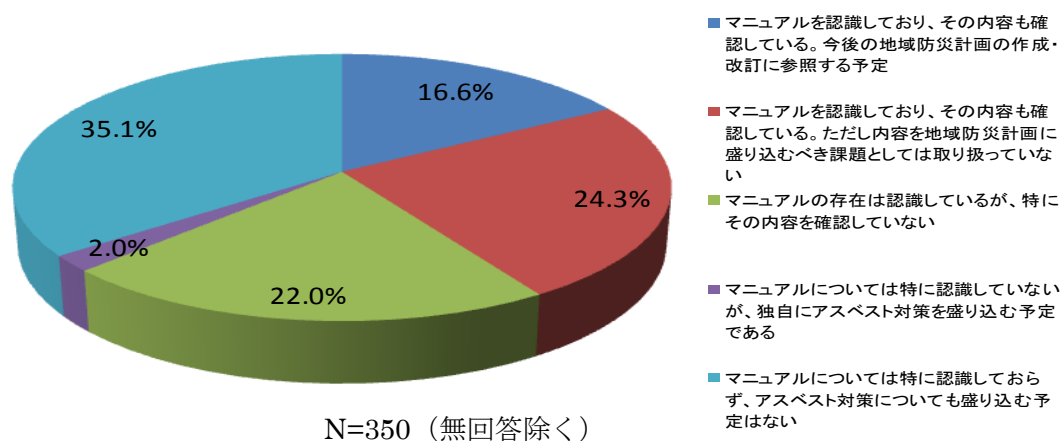
地域防災計画の中に震災時におけるアスベスト飛散防止対策を盛り込んでいるかを問う設問に対して、72.5%が「現在盛り込んでおらず、特に盛り込む予定はない」と回答しており、「すでに盛り込んでいる」が13.7%、「現在盛り込んでいないが、次回の作成に盛り込む予定がある」が12.7%となっている。7割を超える自治体がアスベスト飛散防止対策を盛り込んでいない。

地域防災計画における震災時アスベスト対策の位置づけの有無



地域防災計画にアスベスト対策が盛り込まれていない自治体の地域防災計画担当者に対して、環境省マニュアルについての認識状況を問うたところ、環境省マニュアルの存在とその内容を認識している担当者は約4割にとどまっている。また、環境省マニュアルの内容を認識している担当者においても、その内容を今後の地域防災計画の改訂に参照する予定であると回答した者は半分以下にとどまっている。

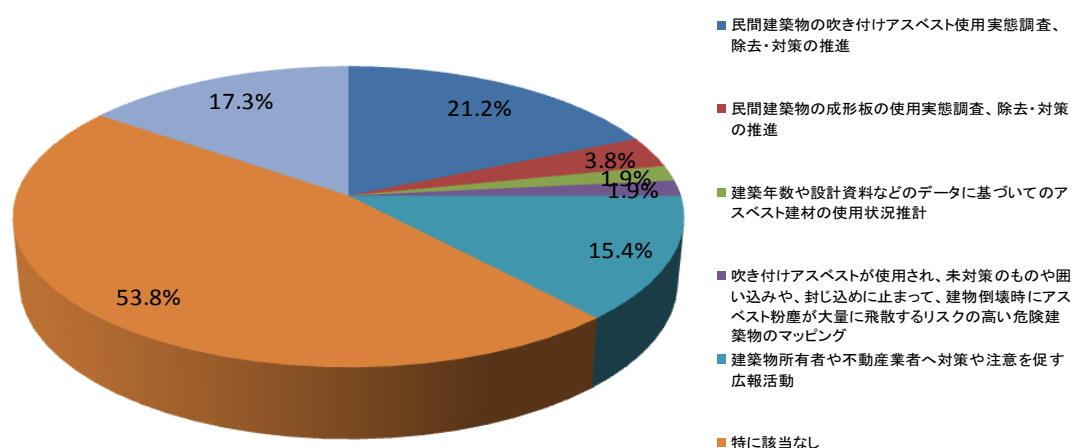
環境省マニュアルについての自治体担当者の認識状況



3. アスベスト飛散防止対策の具体的な内容について

平時の管轄地域内の既存建築物に関する対策についてアンケートでは、民間建築物に焦点を当てた選択肢を示したが、アスベスト対策を盛り込んでいる 52 自治体のうち半数は「特に該当なし」と回答しており、民間建築物に関する具体的な対策を盛り込んでいない。具体的な対策としては、「民間建築物の吹き付けアスベスト使用実態調査、除去・対策の推進」が 21.2%、「建築物所有者や不動産業者へ対策や注意を促す広報活動」が 15.4%であり、アスベスト建材の使用状況予測や危険建築物マッピングなどのより踏み込んだ対策を行っている自治体はごくわずかであった。また成形板についても記述している自治体はごくわずかであった。

平時における既存建築物対策の内容

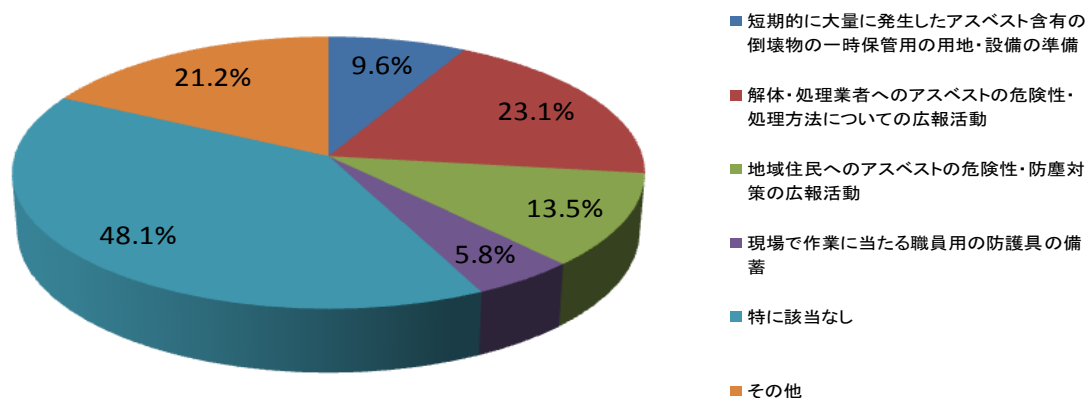


N=52 (無回答除く) 複数回答

震災等の発生を想定しての対策については、「特に該当なし」が 48.1%となっている。具体的な対策としては、「解体・処理業者へのアスベストの危険性・処理方法についての広報

活動」が 23.1%、「地域住民へのアスベストの危険性・防塵対策の広報活動」が 13.5%、「短期的に大量に発生したアスベスト含有の倒壊物の一時保管用の用地・設備の準備」が 9.6% などとなっている。「現場で作業にあたる職員用の保護具（マスク等）の備蓄」については 3 自治体（5.8%）のみが盛り込んでいた。

震災時を想定しての対策状況



N=52（無回答除く） 複数回答

以上から、アスベスト対策を地域防災計画に盛り込んでいる自治体において、その内容は一般的な記述にとどまっている場合が多く、平時においても震災時においても必要とされる具体策が十分に盛り込まれているとはいえないことがわかる。

4. 自治体アンケートからみた震災時アスベスト対策の課題

災害対策基本法における自治体の事務は自治事務であり、行政の総合的な調整がしっかりとされているならば、地域防災計画を基本としながらアスベスト防災計画とその体制を整備することが位置づけられるはずである。しかし、実際の自治体の地域防災計画にはアスベスト防災は位置づけられていない場合が多い。まずは地域防災計画においてアスベスト防災をしっかりと位置づけるべきである。また、国による制度と支援が不可欠である。

平時の対策としてまず必要なのは民間建築物を含めたアスベスト含有建築物の把握であるが、実態把握がきわめて不十分、かつ困難な状況にある。1,000 m²以下の建築物を含む実態把握に国・自治体が連携して取り組む必要がある。特に耐震性に問題のある 1981 年以前の建築物については早急に把握しなければならない。

次に公共・民間建築物におけるアスベスト除去の推進である。特に吹き付けアスベストの除去を計画的に実施することが求められるが、これもきわめて不十分かつ困難な状況にある。アスベスト除去を進めるには国の責任において公共事業として位置づけたり、所有者責任を問うことの検討を含め、抜本的な対策を講じる必要がある。

震災時を想定しての対策としては、先にあげたアスベスト含有倒壊物の一次保管用地・設備の確保、解体・処理業者や地域住民への広報活動、現場での作業用者の防護具の備蓄などを早急に検討すべきである。

地域防災計画におけるアスベスト対策実態把握アンケート

実施期間

2010年5月21日～8月20日

実施方法

郵送による発送・回収(一部、メール)

		配布数	回収数1	回収率	回収数2	圏域計
総 数		616	418	67.9%		
政令市		19	17	89.5%		
県庁所在市		33	26	78.8%		
東京都特別区		23	14	60.9%		
都道府県		47	42	89.4%		
首都圏	埼玉県内市町村	63	44	69.8%	45	148
	千葉県内市町村	54	36	66.7%	37	
	東京都内市町村	39	24	61.5%	38	
	神奈川県内市町村	30	21	70.0%	24	
東南海	静岡県内市町村	33	25	75.8%	26	103
	愛知県内市町村	56	41	73.2%	42	
	三重県内市町村	28	11	39.3%	12	
	和歌山県内市町村	29	19	65.5%	20	
近畿	滋賀県内市町村	18	9	50.0%	9	108
	京都府内市町村	25	14	56.0%	15	
	大阪府内市町村	41	32	78.0%	34	
	兵庫県内市町村	40	24	60.0%	25	
	奈良県内市町村	38	19	50.0%	20	

注:「県庁所在市」については、政令市を除いている。

「回収数1」の各都道府県内市町村については、政令市、県庁所在市、特別区を除いている。

「回収数2」の各都道府県内市町村については、政令市、県庁所在市、特別区を含めている。

以下「〇〇県内市町村」については、「回収数2」で集計をしている。

「圏域計」は、都道府県も含めている。

問Ⅱ－１ 最も新しい地域防災計画の作成時期（SA）

上段：件
下段：%

	合計 (無回答を除く)	2000年度 以前	2000～ 2005年度	2006～ 2007年度	2008～ 2009年度	作成して いないが、 今後作成 する予定	作成して おらず、今 後作成す る予定もな	その他	無回答
回答総数	414 100.0	20 4.8	44 10.6	94 22.7	251 60.6	2 0.5	0 0.0	3 0.7	4
首都圏	147 100.0	11 7.5	19 12.9	42 28.6	74 50.3	1 0.7	0 0.0	0 0.0	1
東南海	100 100.0	2 2.0	5 5.0	12 12.0	79 79.0	1 1.0	0 0.0	1 1.0	3
近畿	108 100.0	6 5.6	16 14.8	27 25.0	58 53.7	0 0.0	0 0.0	1 0.9	0
政令市	17 100.0	1 5.9	0 0.0	2 11.8	13 76.5	0 0.0	0 0.0	1 5.9	0
県庁所在市	26 100.0	0 0.0	4 15.4	4 15.4	17 65.4	0 0.0	0 0.0	1 3.8	0
東京都特別区	14 100.0	0 0.0	0 0.0	3 21.4	11 78.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
都道府県	42 100.0	0 0.0	1 2.4	10 23.8	31 73.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
その他市町村計	315 100.0	19 6.0	39 12.4	75 23.8	179 56.8	2 0.6	0 0.0	1 0.3	4
埼玉県内市町村	44 100.0	2 4.5	3 6.8	18 40.9	20 45.5	1 2.3	0 0.0	0 0.0	1
千葉県内市町村	37 100.0	7 18.9	6 16.2	9 24.3	15 40.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
東京都内市町村	38 100.0	1 2.6	6 15.8	8 21.1	23 60.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
神奈川県内市町村	24 100.0	1 4.2	3 12.5	6 25.0	14 58.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
静岡県内市町村	25 100.0	0 0.0	1 4.0	2 8.0	22 88.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1
愛知県内市町村	41 100.0	2 4.9	1 2.4	2 4.9	35 85.4	1 2.4	0 0.0	0 0.0	1
三重県内市町村	12 100.0	0 0.0	0 0.0	3 25.0	9 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
和歌山県内市町村	19 100.0	0 0.0	3 15.8	5 26.3	10 52.6	0 0.0	0 0.0	1 5.3	1
滋賀県内市町村	9 100.0	0 0.0	0 0.0	7 77.8	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
京都府内市町村	15 100.0	1 6.7	3 20.0	2 13.3	9 60.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	34 100.0	2 5.9	9 26.5	8 23.5	15 44.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
兵庫県内市町村	25 100.0	1 4.0	1 4.0	7 28.0	15 60.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	0
奈良県内市町村	20 100.0	2 10.0	3 15.0	2 10.0	13 65.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0

その他の回答内容：「2010年作成中」＝2、「2009年修正」＝1

問Ⅱ－２ 地域防災計画に震災時におけるアスベスト飛散防止対策は盛り込んでいるか(SA)

上段: 件

下段: %

	合計 (無回答を除く)	すでに盛り 込んでいる	現在盛り 込んでいるが、次 回以降の 作成には 盛り込む	現在盛り 込んでお らず、特に 盛り込む 予定はな い	その他	無回答
回答総数	408 100.0	56 13.7	52 12.7	296 72.5	4 1.0	10
首都圏	143 100.0	24 16.8	28 19.6	91 63.6	0 0.0	5
東南海	100 100.0	5 5.0	3 3.0	90 90.0	2 2.0	3
近畿	108 100.0	19 17.6	14 13.0	74 68.5	1 0.9	0
政令市	16 100.0	5 31.3	3 18.8	7 43.8	1 6.3	1
県庁所在市	25 100.0	3 12.0	1 4.0	21 84.0	0 0.0	1
東京都特別区	14 100.0	5 35.7	4 28.6	5 35.7	0 0.0	0
都道府県	42 100.0	9 21.4	8 19.0	22 52.4	3 7.1	0
その他市町村計	311 100.0	34 10.9	36 11.6	241 77.5	0 0.0	8
埼玉県内市町村	42 100.0	5 11.9	9 21.4	28 66.7	0 0.0	3
千葉県内市町村	36 100.0	6 16.7	7 19.4	23 63.9	0 0.0	1
東京都内市町村	37 100.0	9 24.3	6 16.2	22 59.5	0 0.0	1
神奈川県内市町村	24 100.0	2 8.3	4 16.7	18 75.0	0 0.0	0
静岡県内市町村	25 100.0	0 0.0	1 4.0	24 96.0	0 0.0	1
愛知県内市町村	41 100.0	2 4.9	1 2.4	38 92.7	0 0.0	1
三重県内市町村	12 100.0	1 8.3	1 8.3	10 83.3	0 0.0	0
和歌山県内市町村	19 100.0	2 10.5	0 0.0	17 89.5	0 0.0	1
滋賀県内市町村	9 100.0	1 11.1	1 11.1	7 77.8	0 0.0	0
京都府内市町村	15 100.0	1 6.7	2 13.3	12 80.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	34 100.0	10 29.4	7 20.6	17 50.0	0 0.0	0
兵庫県内市町村	25 100.0	3 12.0	3 12.0	19 76.0	0 0.0	0
奈良県内市町村	20 100.0	2 10.0	0 0.0	18 90.0	0 0.0	0

その他の回答内容:「防災計画に盛り込んでいないが、担当課において実施」=1

「環境汚染防止及び廃棄物処理対策として整理している」=1、「盛り込むことを検討する」=2

問Ⅱ－２で「アスベスト飛散防止対策をすでに盛り込んでいる」と回答した自治体の防災計画作成年次

上段：件

下段：%

	合計 (無回答を除く)	問Ⅱ－１ 最も新しい地域防災計画の作成					
		2000年度 以前	2000～ 2005年度	2006～ 2007年度	2008～ 2009年度	その他	無回答
回答総数	55 100.0	1 1.8	3 5.5	15 27.3	35 63.6	1 1.8	1
首都圏	24 100.0	1 4.2	2 8.3	4 16.7	17 70.8	0 0.0	0
東南海	4 100.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	1
近畿	19 100.0	0 0.0	1 5.3	6 31.6	11 57.9	1 5.3	0
政令市	5 100.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	0
県庁所在市	3 100.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0
東京都特別区	5 100.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0
都道府県	9 100.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	7 77.8	0 0.0	0
その他市町村計	33 100.0	1 3.0	3 9.1	9 27.3	20 60.6	0 0.0	1
埼玉県内市町村	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	0
千葉県内市町村	6 100.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	3 50.0	0 0.0	0
東京都内市町村	9 100.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	7 77.8	0 0.0	0
神奈川県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0
静岡県内市町村	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
愛知県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1
三重県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0
和歌山県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0
滋賀県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0
京都府内市町村	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	10 100.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	6 60.0	0 0.0	0
兵庫県内市町村	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0
奈良県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0

問Ⅱ－３ 地域防災計画において、アスベスト飛散防災対策の項目を盛り込んだ理由・経緯（SA）

* 問Ⅱ－２で「すでに盛り込んでいる」と回答したもののみ

上段：件
下段：%

	合計 (無回答を除く)	環境省『災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル』に沿う形で作	環境省のマニュアルを参照しつつ独自に作成	環境省のマニュアルを特に参照せず、全く独自に作成	無回答
回答総数	50 100.0	9 18.0	14 28.0	27 54.0	6
首都圏	23 100.0	5 21.7	8 34.8	10 43.5	1
東南海	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	2
近畿	17 100.0	3 17.6	4 23.5	10 58.8	2
政令市	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	0
県庁所在市	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0
東京都特別区	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	0
都道府県	7 100.0	2 28.6	2 28.6	3 42.9	2
その他市町村計	30 100.0	3 10.0	8 26.7	19 63.3	4
埼玉県内市町村	5 100.0	1 20.0	1 20.0	3 60.0	0
千葉県内市町村	5 100.0	0 0.0	2 40.0	3 60.0	1
東京都内市町村	9 100.0	2 22.2	5 55.6	2 22.2	0
神奈川県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0
静岡県内市町村	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
愛知県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1
三重県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0
和歌山県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1
滋賀県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0
京都府内市町村	1 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	10 100.0	1 10.0	2 20.0	7 70.0	0
兵庫県内市町村	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1
奈良県内市町村	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0

問Ⅱ－４(１) 平時の管轄地域内の既存建築物に関する対策内容(MA)

* 問Ⅱ－２で「すでに盛り込んでいる」と回答したもののみ

上段:件
下段:%

	合計 (無回答を除く)	民間建築物の吹き付けアスベスト使用実態調査、除去・対策の推進	民間建築物の成形板の使用実態調査、除去・対策の推進	建築年数や設計資料などのデータに基づいてのアスベスト建材の使用状況推計	吹き付けアスベストが使用され、未対策のものや囲い込みや、封じ込めに止まって、建物倒壊時にアスベスト粉塵が大量に飛散するリスクの高い危険建築	建築物所有者や不動産業者へ対策や注意を促す広報活動	特に該当なし	その他	無回答
回答総数	52 100.0	11 21.2	2 3.8	1 1.9	1 1.9	8 15.4	28 53.8	9 17.3	4
首都圏	23 100.0	3 13.0	2 8.7	1 4.3	1 4.3	4 17.4	13 56.5	5 21.7	1
東南海	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	0
近畿	16 100.0	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 18.8	9 56.3	1 6.3	3
政令市	5 100.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	0
県庁所在市	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0
東京都特別区	4 100.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	1
都道府県	8 100.0	4 50.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	2 25.0	1
その他市町村計	32 100.0	3 9.4	1 3.1	1 3.1	0 0.0	2 6.3	20 62.5	6 18.8	2
埼玉県内市町村	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0
千葉県内市町村	6 100.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	3 50.0	2 33.3	0
東京都内市町村	8 100.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	2 25.0	6 75.0	1 12.5	1
神奈川県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0
静岡県内市町村	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
愛知県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0
三重県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0
和歌山県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0
滋賀県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0
京都府内市町村	1 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	9 100.0	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	5 55.6	1 11.1	1
兵庫県内市町村	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	1
奈良県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0

「その他」の内容

使用実態調査、除去
アスベスト除去の相談、調査費用の助成
有害物質漏えい防止処理工法の確認
解体撤去時の飛散防止
廃棄物の適正な処理

問Ⅱ－４(２)震災等の発生時を想定しての対策状況(MA)

* 問Ⅱ－２で「すでに盛り込んでいる」と回答したもののみ

上段: 件
下段: %

	合計 (無回答を除く)	短期的に 大量に発 生したア スベスト 含有の 倒壊物 の一時保 管用の用 地・設備の	解体・処理 業者への アスベ ストの危 険性・ 処理方 法につ いての 広報活 動	地域住民 へのア スベ ストの危 険性・防 塵対 策の広 報活動	現場で作 業に当 たる職 員用の 防護具 の備蓄	特に該 当なし	その他	無回答
回答総数	52 100.0	5 9.6	12 23.1	7 13.5	3 5.8	25 48.1	11 21.2	4
首都圏	23 100.0	3 13.0	6 26.1	3 13.0	0 0.0	9 39.1	6 26.1	1
東南海	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0
近畿	16 100.0	0 0.0	4 7.7	3 5.8	1 1.9	9 17.3	3 5.8	3
政令市	5 100.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0
県庁所在市	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0
東京都特別区	5 100.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	1 20.0	0
都道府県	7 100.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	2
その他市町村計	32 100.0	3 9.4	6 18.8	7 21.9	2 6.3	18 56.3	4 12.5	2
埼玉県内市町村	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	0
千葉県内市町村	6 100.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	4 66.7	1 16.7	0
東京都内市町村	9 100.0	2 22.2	3 33.3	0 0.0	0 0.0	2 22.2	3 33.3	0
神奈川県内市町村	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0
静岡県内市町村	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
愛知県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0
三重県内市町村	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0
和歌山県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0
滋賀県内市町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0
京都府内市町村	1 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
大阪府内市町村	9 100.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	1 11.1	5 55.6	1 11.1	1
兵庫県内市町村	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1
奈良県内市町村	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0

「その他」の内容

大気の監視、汚染された場所についての市民への周知

市民相談窓口の設置

建物所有者、解体業者への飛散防止の周知・徹底

解体業者との協議、指導の徹底

問Ⅱ－５ 環境省『災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル』の認識状況

* 問Ⅱ－２で「すでに盛り込んでいる」と回答した以外のもの

上段：件

下段：%

	合計 (無回答を除く)	マニュアル を認識して おり、その 内容も確 認してい る。今後の 地域防災 計画の作 成・改訂に 参照する 予定	マニュアル を認識して おり、その 内容も確 認してい る。ただし 内容を地 域防災計 画に盛り 込むべき 課題とし ては取り扱 っていない	マニュアル の存在は 認識して いるが、特 にその内 容を確認 していない	マニュアル については 特に認 識してい ないが、独 自にアス ベスト対策 を盛り込む 予定であ る	マニュアル については 特に認 識してお らず、アス ベスト対策 についても 盛り込む 予定はな い	無回答
回答総数	350 100.0	58 16.6	85 24.3	77 22.0	7 2.0	123 35.1	12
首都圏	119 100.0	23 19.3	17 14.3	34 28.6	3 2.5	42 35.3	5
東南海	93 100.0	9 9.7	28 30.1	10 10.8	3 3.2	43 46.2	5
近畿	87 100.0	14 16.1	21 24.1	29 33.3	1 1.1	22 25.3	2
政令市	12 100.0	5 41.7	3 25.0	2 16.7	0 0.0	2 16.7	0
県庁所在市	23 100.0	3 13.0	7 30.4	3 13.0	0 0.0	10 43.5	0
東京都特別区	9 100.0	3 33.3	2 22.2	1 11.1	0 0.0	3 33.3	0
都道府県	32 100.0	12 37.5	13 40.6	2 6.3	0 0.0	5 15.6	1
その他市町村計	274 100.0	35 12.8	60 21.9	69 25.2	7 2.6	103 37.6	11
埼玉県内市町村	38 100.0	7 18.4	6 15.8	9 23.7	2 5.3	14 36.8	2
千葉県内市町村	30 100.0	6 20.0	6 20.0	9 30.0	1 3.3	8 26.7	1
東京都内市町村	28 100.0	4 14.3	4 14.3	9 32.1	0 0.0	11 39.3	1
神奈川県内市町村	21 100.0	4 19.0	1 4.8	7 33.3	0 0.0	9 42.9	1
静岡県内市町村	24 100.0	2 8.3	13 54.2	1 4.2	0 0.0	8 33.3	2
愛知県内市町村	39 100.0	1 2.6	8 20.5	5 12.8	0 0.0	25 64.1	1
三重県内市町村	11 100.0	2 18.2	4 36.4	1 9.1	1 9.1	3 27.3	0
和歌山県内市町村	17 100.0	3 17.6	2 11.8	3 17.6	2 11.8	7 41.2	1
滋賀県内市町村	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	0 0.0	1 14.3	1
京都府内市町村	13 100.0	2 15.4	1 7.7	6 46.2	0 0.0	4 30.8	1
大阪府内市町村	24 100.0	5 20.8	3 12.5	7 29.2	1 4.2	8 33.3	0
兵庫県内市町村	22 100.0	2 9.1	8 36.4	8 36.4	0 0.0	4 18.2	0
奈良県内市町村	18 100.0	1 5.6	8 44.4	4 22.2	0 0.0	5 27.8	0

WTC とアスベスト問題—政治経済学の視点から—

森 裕之

1. はじめに

アメリカでは毎年 1 万人もの国民がアスベスト関連疾患によって死亡している。これは 1 日あたりに換算すれば毎日 30 人近い人間がアスベストで命を落としていることを意味する。こうしたアスベストの危険性については、1960 年代にはすべての疾患について医学的には明らかにされていた。

アスベストの被害は職業性曝露または環境曝露によるものに大別される。2001 年 9 月 11 日にアメリカで起こった同時多発テロによって、ニューヨーク市にあったワールド・トレード・センター（WTC）は倒壊し、そこからまき散らされた大量の粉じんの中に膨大な量のアスベストが含まれていた。アスベストをはじめとした有害物質は、救護や復旧にたずさわった労働者や近隣で働く従業員・住民の呼吸器を冒した。それは、テロによる高層建築物の破壊という緊急時においては不可避なものだと思われるかもしれない。しかし、それは明らかに誤謬であり、このようなときに被害を最小限に食い止められるかどうかは主として政府・自治体の対応にかかっている。以下でみるように、WTC のケースでは、政府は明らかに被害を拡大するように動いていた。その背景には、政治的・経済的な問題が横たわっている。つまり、緊急時におけるアスベストの大量飛散でさえ、それを純粹で不可避な現象だとみることはできないのであり、政治的・経済的な視野からとらえる必要がある。これは、大震災や津波のような建築物の倒壊を招く緊急事態、さらには日常的に行われる建築物の解体・廃棄の問題を考える場合でも同様である。

以下では、2010 年 1 月 17 日にマウントサイナイ医科大学のステフェン・レビン医師が行った講演内容を補足するかたちで、WTC 倒壊によるアスベスト被害をめぐる政治的・経済的な背景についてみてみたい。

2. アメリカのアスベスト大気汚染規制

アメリカにおけるアスベストの大気汚染問題は、都市における取り組みからはじまった。ニューヨーク市のマンハッタンでは、吹き付け工事によって屋外に大量のアスベストが「雪が降るように」舞い落ちていることもあった。そこでマウントサイナイ医科大学のセリコフらは、ニューヨーク市の 12 の大気汚染観測点で大気中に含まれるアスベスト（クリソタイル）の測定を行い、マンハッタンでは他の地区に比べて濃度が高いことをたしかめた。またセリコフは、ニューヨークで死亡した 3,000 人の肺組織を調べ、その約半数からアスベスト小体を発見した。これらの結果から、アスベストによる大気汚染の原因の一つが吹き付け工事にあることが確認された。これをうけて、ニューヨーク市環境保護局は大気汚染規制条例案を議会に提出し、1972 年 2 月 26 日にアスベストを含む耐火材の吹き付け工事を禁止した¹。

こうした調査はニューヨーク以外でも行われてきた。1969 年から 1970 年にかけて、アメリカの国家大気汚染規制局（National Air Pollution Control Administration）が 49 都市のアスベスト濃度の測定を行い、アメリカの都市ではかなりアスベストに汚染されていることがわかった。フィラデルフィア、リッチモンド、ポート・アレゲニーなどではクリソタイルやアモサイトが空気中に含まれていることが

¹ 林久人『汚染から身体がまもれるか』共立出版、1974 年、113～115 ページ。

確認された²。

このような全米各都市におけるアスベストの大気汚染を踏まえ、アメリカ環境保護局（EPA）は建築物における吹付けアスベストの廃止の決定を 1973（昭和 48）年に行っている。ただし、これは正確には 1% 以上のアスベストを含有する断熱材の吹き付けが禁止されたということであった³。

1976 年以降、EPA は PCB やダイオキシンなど 5 つの有毒化学物質グループの禁止または規制を行ってきたにすぎない。そうした中で、1990 年に EPA が最後に規制しようとした化学物質がアスベストであった。EPA は 1979 年から 10 年にわたってアスベストに関する資料を収集してきた。EPA はアスベストによる健康リスクに関する 100 以上の研究を調査し、外部機関からのヒアリングなどを行った結果、アスベストはいかなる水準であっても傷害もしくは死亡のリスクをもたらすと結論づけていた。これをうけて、1989 年に EPA はアスベスト禁止規則を提案した。これは、有毒物質管理法（TSCA）第 6 条の下で、ほぼすべての生産物においてアスベストの使用、輸入、加工、流通を禁止するというものであった。このアスベスト禁止規則に対して、アスベスト製造業者たちは裁判を起した。1991 年に裁判所は、有毒物質管理法の基準に基づけば EPA はリスクに対する十分な証拠を示しているとはいえず、EPA が提出したアスベスト規制は製造業者に過重な負担を強いるものであるとした。

これ以来、EPA による化学産業への規制は、企業に対して単に消費者への情報提供や自発的に危険性の除去を求めるだけとなっている。こうしたアスベスト規制の失敗は、有毒物質管理法の欠陥を示している。それは、EPA がすでに市場で利用されている産業化学物質が有害であるということを証明することが事実上不可能であることを意味している。すなわち、EPA はある化学物質が「実質的な傷害の不当なリスク」（unreasonable risk of substantial injury）を引き起こし、さらにそのリスクが産業へのコストと当該化学物質の利用便益の損失を上回っていることを証明できたときにのみ、データを要求することができるとのことになっているが、実際には企業のデータの大部分が「企業秘密」として公開の対象外とされるため、EPA がそうした証明を行うことは不可能となっているのである。

EPA が有毒物質管理法をはじめとした法律を発動できない理由として、コリンズは EPA よりもはるかに巨額の予算と多くの法律家を擁する巨大化学企業に対して無力であることを指摘している⁴。

3. 9.11 と EPA の「犯罪」

WTC が建設されていた 1971 年の時点では、吹き付けアスベストの規制は行われておらず、むしろ高層ビルに対してはアスベストを吹き付けることが建築基準で定められていた⁵。

9.11 の WTC 倒壊によって、アスベストを含むさまざまな有害物質が充満した粉じんが大気中にまき

² 林久人、前掲、115 ページ。ニューヨーク市における吹付けアスベストの規制の取り組みについては、日本でも 1970 年 12 月 15 日の第 64 回国会の「参議院地方行政委員会、交通安全対策特別委員会連合審査会」でも紹介されている。

³ Castleman, B., Castleman, B., *Asbestos: Medical and Legal Aspects*, fifth edition, Aspen, New York, 2005, p. 349.

⁴ Collins, C., *Toxic Loopholes*, Cambridge, Cambridge University Press, 2010, p. 122.

⁵ ステファン・レビン「復旧労働者・救護者への医療アプローチ-WTC 倒壊と阪神・淡路大震災を事例に」宮本憲一・森永謙二・石原一彦編『終わりにきアスベスト災害』岩波ブックレット、2011 年、48 ページ。なお、アメリカで吹き付けアスベストが用いられたのは、1958 年のニューヨーク市のチェイス・マンハッタン銀行が最初であった。McCulloch, J & G. Tweedale, *Defending the Indefensible*, Oxford University Press, New York, 2008, p. 30.

散らされた。約 3 ヶ月の間、それらの粉じんはロウアー・マンハッタンとブルックリンの一部に滞留していた⁶。さらにアスベストはマンハッタン全体に広がっていったと考えられている⁷。

WTC 倒壊によって生じた環境上の脅威を調査する義務をもっていたのは EPA であった。つまり、EPA は人々が環境被害を受けないための情報をたえず提供し、有毒物質の除去の過程を監視しなければならない立場にあった。しかし実際には、WTC の倒壊直後から、正しい情報の隠蔽と復旧に向けたの誤った管理が進められていった。9.11 の三日後に、当時の EPA 長官であったクリスティー・タッド・ウィットマン (Christie Todd Whitman) は、ニューヨーク市民に対してグラウンド・ゼロ周辺の粉じんに満ちた大気が「健康上の問題はない」(not a health problem) という通知を出した。彼女は、ブッシュ大統領の指名により EPA 長官となった最初の人物である。その 4 日後には、ウィットマンは報道陣に対して「私はニューヨーク市民に対して再び彼らの空気が吸っても安全で、彼らの水が飲んででも安全であることを宣言できることをうれしく思う」と述べた。9 月 21 日には、EPA はホームページ上で「市民は危険な汚染物質に曝露されていない」という情報を掲載した。こうした EPA による報道に対して、コリンズは次のように述べている。「実際には EPA は WTC の二つのタワーが膨大な量のアスベストおよび他の身体に有害な物質を含んでいたことを知っていながら、こうした公的なアナウンスが行われたのである」⁸。

このような EPA による一連の対応によって、アスベストの被害は拡大していくことになった。マウントサイナイ医科大学のステファン・レ빈は、WTC 倒壊現場で作業していた彼の患者が EPA の誤った情報によって、当初は付ける予定であった防具をつけなくなったことにふれ、EPA の発言がなければ労働者は自らの健康を守ることができたはずだと指摘している⁹。

ウィットマンの誤った発言の背後には、ホワイトハウスによる直接的な圧力がはたらいていた。後の調査で明らかにされたのは、ホワイトハウスが EPA に対して次のような報道を行わせたことであった。「我々のテスト結果によれば、ニューヨーク市民がニューヨークの金融街に戻って働いても安全である」。しかし、実際には EPA の試験結果によれば、アスベストの濃度は EPA の安全基準よりも 200 倍から 300 倍以上も高かったのであった¹⁰。その後数ヶ月の間、ホワイトハウスは EPA に対して WTC 倒壊による粉じんと瓦礫によって生み出された屋内外の大気汚染の脅威を外部に伝えないように圧力をかけつづけた。

コリンズは、有毒物質に関する情報隠蔽の責任がブッシュ政権の国家安全協議会 (National Security Council) と環境の質協議会 (Council on Environmental Quality) にあるのは明らかであるとしている。環境と質協議会の議長であったジェームズ・コノートンはアスベスト産業の元代表弁護士の立場にあった人物であった。また、コリンズによれば、ブッシュ大統領が事実調査のためのあらゆる努力を妨害したのは間違いないという。

ニューヨーク市民から WTC 倒壊による大気への不安や脅威は、EPA のオンブズマン局 (Ombusman' s

⁶ Shabecoff, P. & A., *Poisoned for Profit*, White River Junction, Chelsea Green Publishing, 2010, p. 110.

⁷ ステファン・レ빈、前掲、40 ページ。

⁸ Collins, C., *op. cit.*, p. 23.

⁹ ステファン・レ빈、前掲、40～41 ページ。

¹⁰ Kennedy, Robert F. Jr. *Crimes Against Nature*, New York, Harper/Collins, 2004, p. 81. ただし、引用は Collins, *ibid.*, p. 23.

Office)に出されていた。オンブズマン局は、EPAが汚染企業を優先した政策をとることを抑止する目的で設置された部局であり、独自の権限、独立性、スタッフ、経常予算を有している。これが設立された制度的な意図は、強力に独立したオンブズマン局こそがEPAを市民に対する責任をもった施策を実施させる要となるものであるという点にあった。ところがウィットマンは、オンブズマン局がWTC倒壊の問題について公に関与することを認めなかった。そして、ニューヨーク選出の下院議員ジェロルド・ナドラーらによる抗議によって、はじめてEPAが対応するようになったのである。

9.11から4ヶ月後に、オンブズマン局がはじめてニューヨークを訪問し、調査を開始することになった。そのときすぐに明らかとなったのは、情報の隠蔽が強固に行われていたことであった。ナドラーは憤慨し、「EPA職員は市民に大気は安全だと最初に言ったのはまったく嘘であった」と述べた。彼はまた、ホワイトハウスがウォール・ストリートの再開要望という経済的事実を公衆衛生よりも優先したことを表明した¹¹。

2002年初めには、こうしたEPAによる9.11後の浄化に際しての情報隠蔽行為や誤った運営に対する大衆の怒りが高まっていた。それは、ブッシュ政権の下におけるEPA長官への強い政治的責任を問うものとなった。EPAとホワイトハウスに法的な隠れ蓑を与えるため、大統領はウィットマンに問題となる書類を「秘密」と分類することで、それらを隠蔽する権限を与えた。2002年5月6日のブッシュ大統領がサインした命令書には次のように記されている。「よって、私はEPA長官に情報を『秘密』として最初から分類することを指示した」。

2003年のアースデーに、ブッシュ大統領はEPA長官のウィットマンをニューヨークへ派遣する。そのとき、ナドラーは彼女に対して次のように批判した。「ウィットマン長官の下でEPAは、おそらく過去全ての政権時代を合わせたものよりも大きい被害をニューヨーク市民にもたらした。彼女がアースデーにニューヨークを訪れ、ニューヨークとその環境の友であるかのごとく振る舞うことは、完全なペテンである。・・・10年ぐらいの間に、ニューヨーク市はガン、中皮腫、その他の呼吸器系疾患の爆発的な増加に直面するであろう。それは、すでに多くのニューヨーク市民が汚染によって経験した問題を矮小化してしまうであろう」。

4. 被害の予兆とアスベスト被害

ナドラーが9.11に関連して述べた「呼吸器系疾患の爆発的な増加」はすでにあらわれている。マウントサイナイ医科大学は2002年7月から2004年4月までグラウンド・ゼロで救援・復旧に従事した労働者約4万人のうち9,442人について詳しい検査を行い、2006年9月4日にその研究結果を公表した。それによれば、検査を受けた者のうち約70%が9.11後に新たに肺の問題をかかえるようになったか、もしくはそれを悪化させている。その多くは回復へ向かっていない。非喫煙者のうち、28%が異常な肺機能状態となっており、これは一般の人口に対して2倍にのぼっている。

ステファン・レ빈は、数年間で約2万7,000人の救急・復旧隊員を対象にしたスクリーニング調査を実施した結果、7,000人が粉じん曝露による健康被害の治療を受けていると述べている¹²。またレビ

¹¹ ウィットマンは金融機関との関係が個人的にも深かった。彼女とその夫はシティ・グループの株式25万ドルを所有しており、しかも夫の方はシティ・グループが筆頭投資家となっているベンチャー・キャピタル会社の共同経営者であった。Collins, *ibid.*, p. 21.

¹² ステファン・レ빈、前掲、46ページ。

ンは、WTC 倒壊後の 1 週間に約 5 万人が現場でボランティア等がいたとされているが、彼らの雇用記録がないために把握ができないとしている¹³。

これらのマウントサイナイ医科大学での調査結果は、同時多発テロが起こった 2001 年から 10 年以内のものでしかない。アスベスト疾患は、石綿肺、石綿肺がん、中皮腫などいずれも 10～40 年の潜伏期間をへて発現する。その意味では、これらの被害の予兆の大部分は、WTC 倒壊によって発生した高濃度粉じんによる「複合汚染」によるものだと思われる。逆にいえば、アスベストによる本格的な被害の発現はまさにこれから始まるといってよい。

マウントサイナイ医科大学による医学的な追跡は現在もつづけられている。これらの取り組みによって、WTC 倒壊によるアスベスト被害の甚大さが明らかになってくるものと考えられる。

5. まとめにかえて

この小論からいえることは、WTC 倒壊のような緊急時への政府による対応が、被害の大きさを左右することである。それは、緊急時の備えた防護手段のストックと運用トレーニング、そして何よりも、政府による正しい情報提供である。巨大建築物の倒壊や大震災に際しては、目の被害復旧に目を奪われることによって、その後おそいかかってくる環境汚染の被害を無視ないし軽視しがちである。この復旧は被災者の救援にとどまらない。そこには、経済活動をできるだけ早く通常へ戻したいという意図も含まれており、とくに都市部ではそうした圧力がかかりやすい。政府や自治体が産業界と癒着している状況においてはそこに高いプライオリティがおかれるのであり、WTC 倒壊とその後の被害拡大の経験はまさにこのことを証明している。アスベスト災害に対する政治経済学からのアプローチが求められる理由はここにあるといってよい。

¹³ ステファン・レビン、同上、44 ページ。；